最終更新日：2017年3月31日
オンコリスバイオファーマ株式会社
代表取締役社長　浦田　泰生
問合せ先：取締役経営管理担当　紙谷　賢志　03-5472-1578
証券コード：4588
http://www.oncolys.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「ウイルス学に立脚した創薬技術を駆使して、癌や重症感染症の治療法に“イノベーション”を起こし、世界の医療に貢献したい」という当社の経営理念の実現を目指し、研究開発を主軸とした事業活動を展開しています。そして、上場企業としての社会的責任を全うし、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ健全に発展するために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、長期的には企業価値を向上させ当社ステークホルダー（利害関係者）の利益にもつながるとの認識を有しております。そのため、その目的である「経営に対する監視機能」、「研究開発を基盤とした効率的経営による収益体制の強化」及び「経営内容の健全性」の実現を、経営上の重要課題としてとらえております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
アステラス製薬株式会社	727,200	7.87
WONIK　CUBE　Corp.	684,600	7.41
浦田泰生	320,700	3.47
大和証券株式会社	285,900	3.10
NVCC6号投資事業有限責任組合	211,000	2.28
松井証券株式会社	145,700	1.58
竹林嘉浩	122,400	1.33
雨堤正博	120,100	1.30
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG　(FE-AC)	110,710	1.20
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED CLIENT A/C 69250601	101,300	1.10

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年12月31日現在の状況です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浦野　文男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦野　文男	○	株式会社エクスキャリバー代表取締役 TeraRecon,Inc.(米国)社外取締役 株式会社ＳＥＳＡ代表取締役 株式会社アップドラフトコム社外取締役	浦野文男氏は、大手光学機器メーカーの代表取締役社長を務めるなど、研究開発を基礎とする事業分野の企業経営において、長年の豊富な経験と高い見識を有しております。そのため、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言を頂き、当社の企業価値の向上を図るうえで必要な人材と判断いたしました。 また、同氏の兼職先との間には取引その他の関係もないため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役（社外監査役含む）は、会計監査人との関係において、法令に基づき会計監査報告を受領し、相当性についての監査を行うとともに、必要の都度相互に情報交換・意見交換を行うなどの連携を行い、内部監査部門との関係においても、内部監査の計画および結果についての報告を受けることで、監査役監査の実効性と効率性の向上を目指しています。
当社は、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。平成28年12月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、伊藤恭治及び大録宏行（両名とも、当社に係る継続監査年数は7年以内）です。
内部監査室は、内部統制の有効性及び業務の遂行状況を監査するために代表取締役社長直轄で他部署から独立した担当者が行う体制としております。内部監査室は、毎期計画的に各部門の業務の遂行状況について監査を行うと共に、法令・社内諸規則の遵守やリスクの予防の状況を検証しております。また、内部監査指摘事項の改善状況を定期的に確認するとともに、リスク管理担当役員とも連携し、会社業績向上・業務の効率性改善・業務の適法性の維持に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大木　史郎	他の会社の出身者													
山岡　通浩	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

大木　史郎		富士化学工業株式会社顧問	製薬業界で長年培われた豊富な経験と実績、さらに薬学博士としての専門的見地から、当社の研究開発体制の構築･維持並びに研究開発方針に関する発言を行って頂き、当社の経営に生かしていくため、社外監査役に選任しました。
山岡　通浩		株式会社岡本工作機械製作所社外監査役 司法試験考査委員	弁護士として、法務並びにコンプライアンスに対する相当程度の知見を有するほか、上場企業の社外監査役としての経験も有しております。これらのことから、当社の業務執行に関する意思決定等に対しその妥当性、適正性といった観点から社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。また、それぞれの職務での豊富な経験･知識に基づく視点を生かし、客観的･中立的な立場から経営の監視と助言を行うことができる人財を選任しております。
当社の社外取締役は、上場企業の代表取締役を経験しており豊富な経験で培われた知識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できるものと考えております。
また、当社の社外監査役は、独立した立場からそれぞれの豊富な経験･知見を生かし、取締役会において積極的に発言することで経営の監視機能を果たしており、他の監査役、内部監査室、会計監査人等と連携し、経営監視機能の充実に努めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績の達成及び各取締役の業績への寄与度に応じて、インセンティブとしてストックオプションとしての新株予約権を役社員等に付与しております。当該ストックオプションの状況および内容につきましては、有価証券報告書「第一部　企業情報　第4　提出会社の状況　1．株式等の状況　(9) ストックオプション制度の内容」をご覧下さい。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストックオプションとして新株予約権を発行しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬額については、有価証券報告書及び事業報告等で、取締役、監査役及び社外役員の報酬をそれぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬額算定方法は、株主総会で承認された範囲内において、取締役会、監査役会で個別の額を決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】 更新

当社において、社外取締役及び社外監査役の業務を補助する体制と致しましては、経営企画部が窓口となり、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧、捺印等所要の連絡及び調整を行っております。また、必要に応じて経営企画部が会議の議案内容に関する事前情報伝達のほか、必要な情報の収集や資料の提供、個別ヒヤリング等によりサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社のガバナンス形態を採用しております。
＜取締役会＞
取締役会は、取締役6名（内1名は社外取締役）、監査役3名（内2名は社外監査役）で構成されており、当社の経営上の重要な意思決定は、毎月一回の定例取締役会及び必要に応じて随時開催する臨時取締役会において行っております。業務執行については、「職務権限規程」の決裁基準に基づいて決議され、常勤役員会において審議を行っている他、案件に応じて代表取締役、担当役員並びに部長が決裁し、スピードを重視した意思決定を行っております。
＜監査役＞
監査役は、取締役会等の重要会議に出席して取締役の職務状況を客観的立場で監査するとともに、会計監査人及び取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等のほか、内部監査部門とも連携を取りながら、経営監視機能の充実を図っております。
＜監査役会＞
監査役会は、経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として設置され、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（社外監査役）を選任しております。毎月1回定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。同会において、監査方針及び監査計画に従って行われる取締役の業務執行状況等に関する監査内容について、確認及び協議を行っております。また、内部監査室及び会計監査人とも連携し、監査の有効性ならびに効率性を高めております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画及び監査業務の分担に従い、取締役会等の会社の重要な会議に出席し、重要な事項等について報告を行うとともに意見を述べております。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を有する取締役会に対し、社外取締役の設置、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。社外取締役の浦野文男氏は、上場企業の代表取締役を経験しており、経営についての相当程度の知見を有しております。
上述の通り監査役は、経営の透明性をより高めるため監査役員数に占める社外監査役の比率を過半としており、取締役会への出席に加え、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を厳正に監査し、内部監査部門及び会計監査人とも密接な連携を図っております。これにより適正な監査を実施しております。
研究開発を基礎とする事業活動を行っている当社のコーポレートガバナンスの有効性を担保するためには、その充実・強化に寄与する人員を構成することが重要であると考え現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年12月期の株主総会の招集通知は、平成29年3月6日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年12月期の株主総会は、平成29年3月30日に開催いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様をはじめ全てのステークホルダーに対し、当社へのご理解を深めていただく上で、企業情報・財務情報を適時性・公平性・正確性の観点より積極的に開示する方針を作成・公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回以上、当社マネジメントまたはIR担当者による個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期毎に当社マネジメントによるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しています。また、当社マネジメントおよびIR担当者による国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLでIR資料を掲載しています。 http://www.oncolys.com/jp/ir/ 有価証券報告書などの法定開示資料に加えて、決算説明会、その他のプレゼンテーション資料など、株主や投資家を含む当社のステークホルダーに有益と考えられる情報の掲載に努めております。また、各種説明会等の要約版動画も当社ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業理念、リ スク管理規程のコンプライアンス遵守にその内容を定めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	リスク管理規程のコンプライアンス遵守において、常にステークホルダーの正当な利益を考 慮し誠実に行動すること、および、事業運営に関する必要な情報を、ステークホルダーに適切 に開示することを定めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法第362条第４項第６号、同第５項、会社法施行規則第100条第１項、同第２項、及び同第３項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制につき平成27年７月17日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の変更決議を行ないました。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
i. 役職員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しております。
ii. 「取締役会規程」、コンプライアンスに関する各種社内規程の制定及び周知徹底を通じて、役職員が法令等を遵守するための体制を整備しております。
iii. 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
i. 取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型ごとに保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行なっております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
i. 業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（研究開発、知的財産権、副作用、為替変動、訴訟事件等）について、「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備しました。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
i. 取締役会を月１回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。
ii. 常勤役員会を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任しております。また、当社の重要な業務執行に関する事項について常勤役員会で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図っております。
iii. 取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分しております。
iv. 経営目標の達成管理を適切に行うため、予実管理をはじめ個別施策の達成状況については継続的に検証し、その結果を反映する体制を整備しております。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
i. 当社は平成28年８月19日付で当社100%子会社Oncolys USA Inc.（米国、出資金10万米国ドル、非連結）を設立しました。同社並びに今後当社が子会社を設立等した場合、企業集団で内部統制の徹底を図るべく、子会社に関して責任を負う取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理体制、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備いたします。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
i. 監査役の職務を補助すべき使用人（以下監査役スタッフという）として、適切な人材を監査役の求めに応じて任命いたします。
ii. 監査役スタッフに対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けないこととしております。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
i. 取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を報告しております。
ii. 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができます。
iii. 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告しております。
iv. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、コンプライアンス上の問題を通報した通報者と同様に保護措置を講じております。

(h) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
i. 取締役は、監査役業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力しております。
ii. 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に陪席しております。
iii. 監査役は監査内容について情報交換を行うため、内部監査室及び会計監査人と連携を図っております。
iv. 監査役が職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行において必要でない、又は生じたものでない場合を除き、これに応じております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、運用を行っております。

基本方針：
1．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
2．反社会的勢力を排除するため、外部専門機関と緊密な連携を図る。
3．社内体制を整備し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
4．反社会的勢力に対しては、直接的・間接的問わず、一切の利益供与を行なわない。
5．調査等に際しては、雇用機会均等法・個人情報保護法といった関連法規を遵守する。

整備状況：

反社会的勢力との関係遮断のために、万一不法・不当な行為や要求に直面した場合には、個人的対応を行わず、担当部署である業務管理部に連絡・相談し、組織的対応をするものとしております。具体的には、社内規程「反社会的勢力の排除に関する規程」において、未然防止措置や発生時の対応等、実際の手順を定めております。また、同規程の別紙として「反社対応マニュアル」を作成し、具体的な状況ごとの対応措置を定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

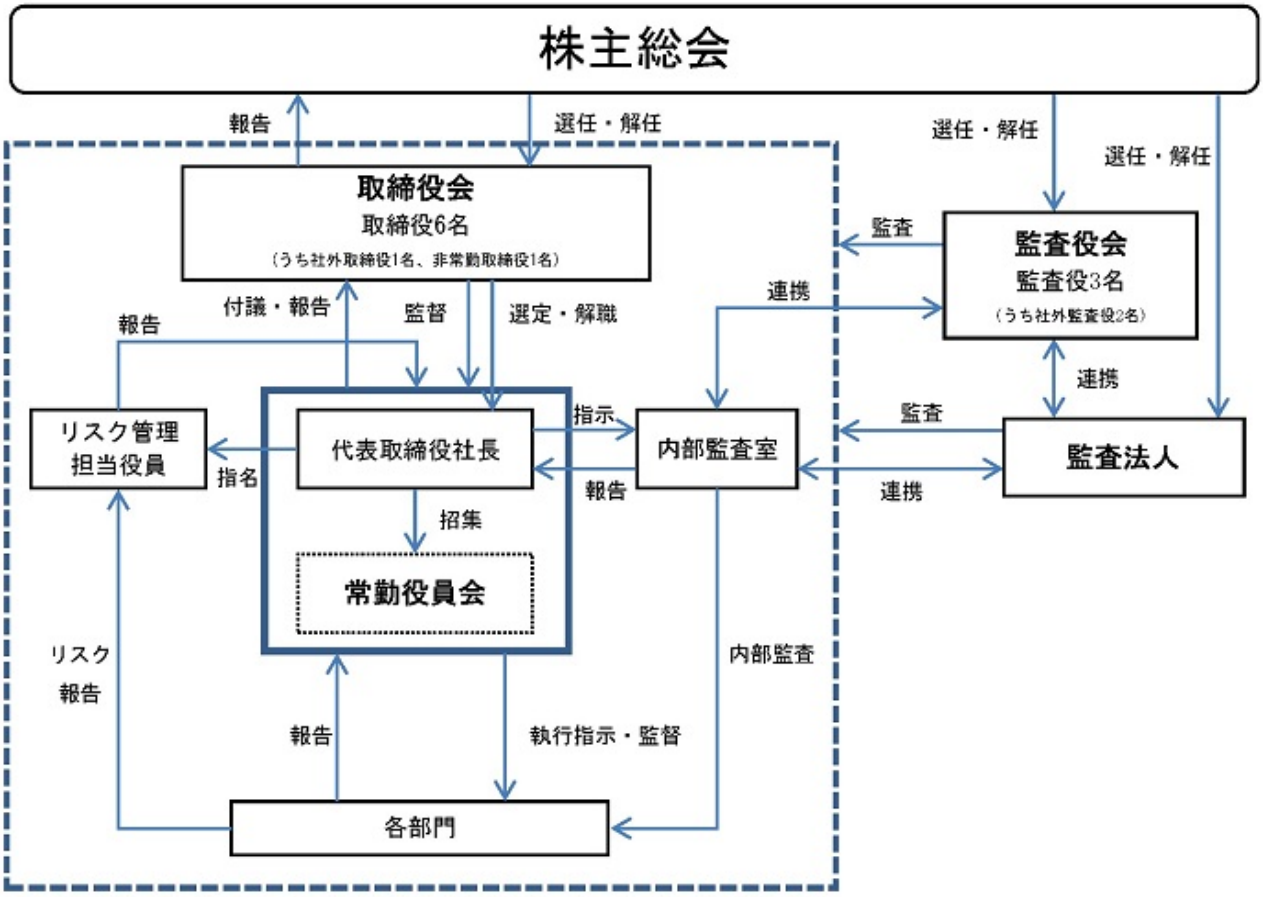

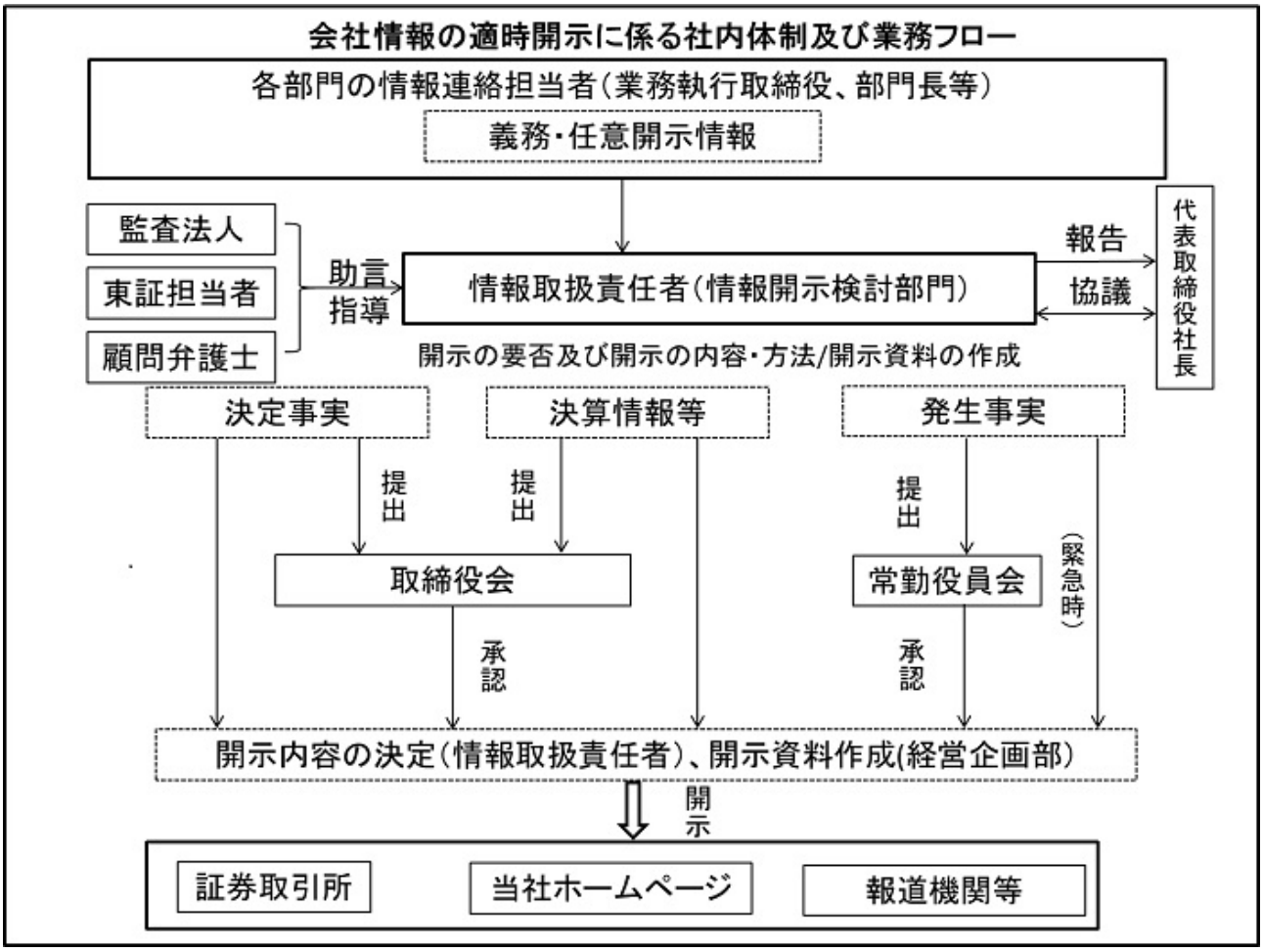
会社情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー
各部門の情報連絡担当者（業務執行取締役、部門長等）
義務・任意開示情報
監査法人
東証担当者
顧問弁護士
助言
指導
情報取扱責任者（情報開示検討部門）
報告
協議
代表取締役社長
開示の要否及び開示の内容・方法/開示資料の作成
決定事実
決算情報等
発生事実
提出
提出
提出
（緊急時）
取締役会
常勤役員会
承認
承認
開示内容の決定（情報取扱責任者）、開示資料作成(経営企画部)
開示
証券取引所
当社ホームページ
報道機関等